# 諮　問　書

佐市市生第１７９２号
平成２７年１月２１日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長　村 上　英 明　　様

佐賀市長　秀　島　敏　行

佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号の規定に基づき、保有個人情報の目的外利用について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

１．諮問内容
　子ども・子育て支援新制度管理システムの導入に伴う個人番号及び世帯番号の目的外利用について

２．目的外利用申請者
　こども教育部保育幼稚園課

３．目的外利用を行う個人情報の内容
　住民基本台帳システム（SHIPS）情報の個人番号、世帯番号

４．利用の効果
　住民基本台帳システムの個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、続柄）を取得することにより、施設利用者の最新の住民基本情報及び課税情報を迅速かつ正確に把握できるため、施設利用に関する通知送付及び利用者負担額判定に係る事務を効率化できる。

５．目的外利用を行う個人情報の利用方法
　個人番号、世帯番号を利用して、対象施設利用児童と世帯員に関する個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、続柄）及び課税情報を住民基本台帳システムから取得し、子ども・子育て支援新制度管理システムに表示するとともに、世帯構成表として印刷し、利用者負担額判定の内部資料とする。なお、帳票は保存年限経過後、機密文書として廃棄処分する。

６．利用開始時期
　平成２７年２月１日～

○個人番号について

「個人番号」は、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で個人に対して自動的に付している番号であり、『個人を特定』するためのキーとなっている。

○世帯番号について

「世帯番号」についても、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で世帯に対して自動的に付している番号であり、『世帯を特定』するためのキーとなっている。

◎　「個人番号」「世帯番号」共に住民基本台帳法において規定されていない個人情報であるため、「個人番号」「世帯番号」の利用は個人情報の目的外利用となる。

様式第３号（第４条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成２７年１月１５日

市民生活課長　大坪　博文　様

保育幼稚園課長　藤田　基明　印

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 個人情報取扱事務の名称 | 住民基本台帳整備事務 |
| 個人情報の内容 | 子ども・子育て支援新制度において、施設型給付または地域型保育給付の対象となる施設を利用する児童とその世帯員の個人番号及び世帯番号 |
| 利用業務名及び利用目的 | ○利用業務名：子ども・子育て支援制度管理システム（SHIPS）<br>○利用目的：市民生活課が管理している個人番号及び世帯番号を活用し、基幹行政システム内での住民基本台帳情報の連携を迅速かつ適確に行うため。 |
| 該当する根拠条項 | 佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号を適用<br>第１号に該当する場合の根拠法令等<br>（　　） |
| 利用区分 | ■電子計算機処理に係る保有個人情報<br>□手作業処理に係る保有個人情報 |
| 利用期間 | 平成２７年２月１日　～　　年　　月　　日 |
| 利用方法 | ■継続事務（経常）　□継続事務（定例）　□臨時事務 |